## 証

# 「顧客本位の業務運営」を 意識した投信販売

#### ▶最初に検討すべきKPI

金融庁が2017年3月に「顧客本位の 業務運営に関する原則」を公表してから 1年以上経つ。金融庁は、金融事業者が 顧客本位の業務運営の定着度合いを客 観的に評価するために設定・公表する成 果指標(KPI)のうち好事例と考えるもの を定期的に公表している(下表参照)。

顧客本位の業務運営に関する原則は 広く金融事業者全般を対象とするもので あるにもかかわらず、これまで金融庁が好 事例として紹介してきたKPIが投資信託 の販売に関するものに偏っている点には いささか疑問も残る。しかし、人口減少社 会に突入した我が国において国民の安 定的な資産形成の促進が喫緊の課題と なっていること、そのためのツールとして 投信という金融商品のあり方が注目され ていることは否定できない。

そこで以下、投信の販売業者がどのよ うに顧客本位の業務運営に関する原則に 向き合っていくべきか、特にKPIの設定・ 公表にあたって留意すべき点を述べる。

まず最初に、投信の販売業者において は、自社の取扱銘柄を把握していなけれ ば、それらが真に顧客の利益に資するも のであるのかを判断することもできないは ずである。投信の販売業者においては、 顧客本位の業務運営を追求する前提と して、「投信の販売額上位商品、その販売 額/構成比」をKPIとして公表することが 強く期待される。

そしてこれをまとめてみると、自社の取 扱銘柄が一定の金融事業者の組成・運 用する投信に偏っていることが見えてくる 場合もあろう。そのような場合には、偏り があったとしても顧客の利益を損なうも のではないこと、あるいは顧客の利益を追 求するためには偏りを是正していくべきこ とを積極的に論証してほしい。

「投信の販売額に占める自社グループ 商品の比率」は、自社グループと顧客との 間の利益相反を適切に管理するための 指標と解されるが、自社グループ商品か 否かにかかわらず、自社の取扱銘柄に何 らかの偏りが見られる場合には積極的に 同様の対応を取ることが望まれる。

### ■表 金融庁が好事例として紹介したKPI(2018年4月)

- 投資信託の運用損益別顧客比率
- ●インベスターリターンと基準価額の騰落率との差
- 投資信託の販売額上位商品、その販売額/構成比
- ●投資信託における長期・積立・分散投資の状況
  - ▶平均保有年数 ▶販売に占める積立投資信託の割合 ▶コア商品(中長期での運用に適した商品)比率
  - ▶資産形成に資する投資信託(つみたてNISA採用予定)の残高
- 投資信託販売に占める毎月分配型販売額/構成比
- 投資信託残高に対する分配金の割合
- 投資信託の販売額に占める自社グループ商品の比率



国内外における各種投資ファンド の組成・募集・販売、金融商品取引 業の登録支援、金融商品取引業者 に対する規制・監督上の観点から の助言など、資産運用ビジネスに 関する法務全般を得意分野とする

#### ▶安定的な資産形成ドグマ?

金融庁が好事例と考えるKPIには、長 期・積立・分散投資こそが善であり、分配 型投信やテーマ型投信は悪であると言わ んばかりのものが目立つ。たしかに、分配 型投信やテーマ型投信は、複利効果を望 みにくい点や平均保有期間が比較的短 い点で、国民の安定的な資産形成になじ みにくい商品であることは否定できない。

しかし、投信の役割は、国民の安定的な 資産形成に尽きるというべきなのか。人口 減少社会という現実を直視すれば、現役 世代において国民の安定的な資産形成が 最重要ニーズであることに疑問の余地は ない。しかし、退職後世代においては、積み 上げてきた資産をいかに取り崩していくか (デキュミュレーション)、たとえ資産が目減 りすることとなっても定期的な現金収入を 確保したいというニーズもあることは無視 できない。さらに、投信には趣味としての投 資や証券投資入門といったニーズに応え る商品との側面もあるのではないか。

投信の販売業者においては、「安定的 な資産形成ドグマ(教条主義)」に陥って 顧客本位の業務運営に関する原則を漫 然と受け入れるだけでなく、顧客の最善 の利益を目指して自社がどのような顧客 ニーズに応えていこうとするのか、その経 営方針を柔軟に考えていくための契機と 捉えてほしい。